



サプライヤー行動規範

目次

はじめに	3
Doing The Right Thing (正しいことをする)	3
どのような行動をとるかは、社内でも社外でも重要	3
適用範囲	4
Edgewell は共通の価値観をもつサプライヤーと関係を維持します	4
法律の遵守	4
本規範や適用法の違反	4
ガイドライン	4
ビジネスパートナーの研修、方針および規範	4
懸念や疑問の報告	5
Edgewell コンプライアンスホットライン	5
不正行為の報告の調査	5
報復に対するゼロトレランス	5
環境	6
労働と人権	7
差別の禁止	7
ハラスメントと虐待	7
強制労働	7
児童・若年労働	8
労働時間	8
賃金・福利厚生	8
結社の自由	8
苦情処理メカニズム	9
安全衛生	9
危険源の周知	9
製造施設	9
寮	10
倫理	10
適用法の遵守	10
腐敗行為防止	10
独占禁止	11
マネーロンダリング防止とテロ対策	11

紛争鉱物の不使用	11
サプライヤーは、	11
会計	11
有価証券とインサイダー取引	11
反ボイコット	11
輸出入	11
知的財産と秘密保持	12
サプライヤーは、	12
関係に関する責任	12
動物福祉	12
下請業者への委託	12
データプライバシーとセキュリティ	12
監視、証明および監査	13
宣言と同意	13
付録	14

はじめに

Doing The Right Thing(正しいことをする)

この言葉は、Edgewell Personal Care Company とそのすべての子会社、事業部、関連会社および代理業者(以下、総称して「Edgewell」)による日常業務への取り組み方を形作り、導くものです。Edgewell では、倫理的に業務を遂行すること、そして、敬意と尊厳をもって人と接し、機会均等を保つことが長期的な将来の成功を実現する基盤となると考えています。



どのような行動をとるかは、社内でも社外でも重要

責任ある業務遂行の実現に向けた Edgewell の取り組みは、Edgewell の社内の行動規範に定める期待事項にとどまらず、Edgewell とビジネスを行うすべての第三者も対象となります。Edgewell のパートナーには、Edgewell の価値観と基準を反映した業務遂行が求められます。

Edgewell の期待事項を明確にするため、Edgewell では、Edgewell のために商品を製造したり、Edgewell に対して材料や商品、サービスを提供したりするすべての第三者(以下、「サプライヤー」)に適用される業務遂行基準を説明したサプライヤー行動規範(以下、「本規範」)を策定しています。また、「サプライヤー」という用語には、Edgewell のライセンシーのほか、サプライヤーから直接的または間接的¹に委託を受けて Edgewell への提供商品を製造したり商品やサービスを Edgewell に提供したりする施設や工場、さらには、Edgewell の商標を使用して商品やサービスの製造、調達、保管、流通、広告または販売を行うあらゆる第三者を含みます。

本規範はまた、人権と労働、敬意ある扱いと機会均等、腐敗行為防止、環境責任および Edgewell のサステナブルケア 2030 戦略に関する環境、社会、ガバナンスの取り組みを支えることを目的としています。本規範のガイドラインは最低要件を定めたものであり、サプライヤーは本規範の要件を上回る行動をとることが奨励されます。

本規範をよく読み、Edgewell のサプライヤーとして求められる期待事項を確実に理解してください。

¹サプライヤーは、自身の下請業者それぞれに対して本規範を提供するとともに、本規範とすべての適用法を遵守するよう求めなければなりません。

適用範囲

Edgewell は共通の価値観をもつサプライヤーと関係を維持します

本規範はすべての Edgewell サプライヤーに提供され、適用されるものです。本規範は、倫理的、合法、環境上持続可能かつ社会的に責任のある業務遂行を実現するために Edgewell が掲げている基本的な価値観を反映したものであり、サプライヤーが Edgewell とビジネスを行うにあたり達成しなければならない基本的な最低限の期待事項を定めています。Edgewell のサプライヤーには最高水準の誠実性が期待されます。Edgewell は、本規範の遵守がそのような誠実性に不可欠な要素であると考えています。Edgewell が発行した発注書の受理をもって、サプライヤーは本規範に同意したものとみなされます。

法律の遵守

Edgewell のサプライヤーは、業務の遂行にあたり、現地や国内の法令、規則および規制(以下、「適用法」と本規範の期待事項を完全に遵守するよう真摯に努めなければなりません。現地の適用法と本規範の期待事項が相反する場合は、より厳格な方の基準に従わなければなりません。

本規範のいかなる内容も、サプライヤーの従業員との間に雇用関係を創出したり、サプライヤーやその従業員に対して新規または追加の第三者の権利を付与したりするものではありません。

本規範は、業界の慣行のほか、国際的に合意された基準(世界人権宣言、労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言など)を基盤としています。

本規範や適用法の違反

サプライヤーは本規範の原則と期待事項を直接遵守しなければなりません。本規範と適用法を遵守することは、Edgewell とのビジネスを継続するための重要な条件となります。

サプライヤーが Edgewell の業務を遂行するにあたり本規範や適用法に違反した場合は、Edgewell は、サプライヤーに対し、法的救済措置やその他の救済措置を申し立てる可能性があります。違反行為がなされた場合、Edgewell は、独自の裁量により、所定の期間内に Edgewell が指定する是正措置を講じるようサプライヤーに求めたり、取引関係や関連契約の解除を上限とする措置をサプライヤーに課したりする可能性があります。

ガイドライン

ビジネスパートナーの研修、方針および規範

サプライヤーは、本規範の原則と期待事項を自身の従業員とビジネスパートナーに周知し、その全員に理解させなければなりません。この義務を果たすため、サプライヤーには、Edgewell の業務に携わる自身の

従業員とビジネスパートナーが本規範の原則と期待事項を確実に理解できるよう、社内研修、方針または規範を策定し、実施することが求められます。さらに、サプライヤーは、EPC 行動規範を労働者、監督者および管理者が話す言語に翻訳した上で、サプライヤーの全施設において従業員が頻繁に訪れる場所で閲覧できるようにしなければなりません。

懸念や疑問の報告

本規範に関する質問がある場合や、Edgwell との関係に起因して倫理的・法的懸念が生じた場合、サプライヤーは Edgwell に報告するよう奨励されます。また、Edgwell サプライヤーによる本規範や適用法の違反または違反の疑い、またはその他の不正行為に気付いた場合、その行為について直ちに Edgwell に報告する必要があります。サプライヤー（サプライヤーの従業員を含みます）は、Edgwell のコンプライアンスホットライン（外部委託先の EthicsPoint が管理しています）に内密・匿名²で懸念を報告することができます。Edgwell コンプライアンスホットラインへの通報は、以下の連絡先から行うことができます。サプライヤーは、ホットラインの利用にあたり、データプライバシーに関するすべての適用法を遵守することが求められます。

Edgwell コンプライアンスホットライン

- EthicsPoint の米国内通話料無料番号 (855-405-6557) に電話する。
 - 国別の電話番号は、[Edgwell 従業員行動規範](#) の 12 ページに記載されています。
- または、非公開ウェブアドレス (www.edgwell.ethicspoint.com) から報告を提出する。
 - 英語話者でない場合は、EthicsPoint が翻訳者を用意します。
- Edgwell 法務部門に連絡する必要がある場合は、最高法務責任者に連絡するか、LegalEPC@edgwell.com にメールを送信してください。

不正行為の報告の調査

サプライヤーから受領した、適用法、本規範または Edgwell の方針に対する違反の可能性に関するすべての報告は、速やかに評価され、必要に応じて調査が行われます。状況によって適切と思われる場合、Edgwell の担当者や独立した第三者が調査を実施することがあります。不正行為の可能性に関するすべての報告は、適切な配慮と裁量で扱われます。つまり、調査に関する情報は、効果的な調査とフォローアップのために必要な人、または適用法で必要とされる人と共有されます。可能な場合は、調査が終了した時点で報告者に通知します。

報復に対するゼロトレランス

Edgwell は、不正行為の証拠が見つからなかった場合でも、善意で問題や懸念を提起した人や調査に参加した人に対する報復を容認しません。したがって、サプライヤーは、適用法や本規範の違反の疑いを Edgwell、法執行機関または政府機関に善意で報告した自社の従業員に対し、報復を行ってはなりません。さらに、サプライヤーは、業務上の不正行為、本規範や適用法の違反またはこれらの疑いに対する調査に善意で協力または参加した自社の従業員に対し、報復を行ってはなりません。従業員への報復は本規範の違反にあたり、報復を行ったサプライヤーは Edgwell との取引関係を解除される可能性があります。

² 特定の国では、懸念事項を匿名で報告することを法律で制限している場合があります。

環境

サプライヤーは、適用されるすべての環境法を遵守しなければならず、必要なすべての環境に関する許可・登録を取得、維持および遵守するとともに、その許可の運用・報告要件に従わなければなりません。特に、サプライヤーは以下を行わなければなりません。

- **禁止や制限の対象となる製品内容物の使用の防止。** サプライヤーは、保護対象の野生生物、保護対象の植物、違法な木材製品など、制限や禁止の対象となっている材料や違法に取得または取引された材料がサプライヤーの製品に含まれないようにするための措置を講じなければなりません。
- **適用されるすべての環境法に準拠する環境マネジメントシステムの導入。** サプライヤーは、環境マネジメントシステムを導入して、環境法のほか、必要な許可、ライセンスおよび政府の許可に遵守していることを示さなければなりません。
- **違反の発生時に地域の当局や適切な環境機関に報告を行うための手順の策定。**
- **化学物質および危険物質の特定と管理。** サプライヤーは、環境に放出されたり、製造に使用されたりした場合に危険を引き起こす化学物質やその他の物質を特定して管理し、すべての環境法に準拠した安全な取り扱い、運搬、保管、リサイクル、再利用および廃棄が確実に行われるようにしなければなりません。サプライヤーは、以下のような措置を講じることにより、適用法に抵触したり、地域社会に環境上の悪影響を与えたりする可能性がある廃水、固形廃棄物、揮発性化学物質の大気排出、その他の物質など、危険物質の偶発的または故意による放出を防止するよう努めなければなりません。
 - 危険物質や有害廃棄物のリサイクルや廃棄に適用される表示に関する法令を遵守する。
 - 業務で発生する無害固形廃棄物を適用法の規定に従って管理し廃棄する。
 - 業務で発生する廃水を監視して制御し、必要に応じて処理した上で、適用法の規定に従って排出する。
 - サプライヤーの施設から流れ出る雨水による汚染を防ぐための適切な予防措置を講じる。
- **サステナビリティ報告の要請への積極的な対応。** Edgewell の既存サプライヤーとサプライヤー候補は、本規範の遵守を目的とする報告やトレーサビリティに関する取り組みに協力するよう期待されます。これには、サステナビリティの取り組み、進捗、調査、監査およびその他のコンプライアンス監視プログラム（環境フットプリントの報告、サプライチェーンのトレーサビリティ、第三者による検証など）に参加したり、これらに関する情報の要請に応じたりすることが含まれます。
- **地域社会の土地に関する権利。** サプライヤーは、個人、先住民および地域社会の資産および土地の権利と権原を尊重しなければなりません。資産、天然資源または土地の購入、賃貸、採取またはその他の使用（利用や移転など）について交渉する際は、必ず、自由意思による事前の十分な情報に基づく同意、契約の透明性および情報開示の原則を遵守しなければなりません。Edgewell は土地の収奪を一切容認しません。

サプライヤーは環境問題意識を持ち、Edgewell に供給する材料や製品の再利用されたコンテンツの継続的な改善を実践すべきです。サプライヤーは、製品の輸送に用いる梱包材を省いたり最小限に減らしたりするための手段を確立するとともに、可能な限り、リサイクルされた梱包材やリサイクル可能、再利用可能または回収可能な梱包材を使用すべきです。サプライヤーは、排気や排水、温室効果ガスの排出など、自身の事業に伴う環境汚染や廃棄物の削減に努めなければなりません。サプライヤーは、自社の業務による環境への影響を減らすとともに、自社のサプライヤーやパートナーに同様の取り組みを奨励することにより、持続可能な業務遂行を実現して、天然資源の保全と環境フットプリントの削減に努めなければなりません。このような削減の取り組みを促進するため、サプライヤーは、自社の事業に伴うエネルギーの使用、危険物

質の管理、森林伐採およびその他の廃棄物や環境リスクについて定めた方針を設ける必要があります。サプライヤーは、Edgewellに供給した材料や製品に関して、廃棄物の最小化・削減、再利用およびリサイクルのコンセプトを導入するよう推奨されています。

労働と人権

差別の禁止

サプライヤーは、個人の特性や信念（人種、肌の色、ジェンダー、性自認・性表現、出身民族、移住状況、祖先、宗教、年齢、性別、性的指向、所属政党、障がい、配偶者の有無、妊娠や子の有無、医学的に認識された疾病状態、軍役経験の有無のほか、自身または他者によって認識されている適用法の保護対象区分に関連するその他の事項など）によって従業員やその他の利害関係者（顧客やビジネスパートナーなど）を差別してはなりません。サプライヤーは、選考、採用、昇進、福利厚生、報酬、報奨、教育訓練の利用、職務の割り当て、業務の成果・質の評価、懲戒、解雇といった雇用慣行において差別を行ってはならず、多様性のある労働力を形成して維持する取り組みを実践することが奨励されます。

ハラスメントと虐待

サプライヤーは、敬意と尊厳をもって従業員を扱わなければなりません。形態の如何にかかわらず、職場や仕事に関連する場での身体的、性的、精神的または口頭によるハラスメント、威圧、虐待、暴力および脅迫は禁止されます。職場や仕事に関連する場には、交通機関、寮、トイレ、乗り物、出張、作業場、電話での会話を含みますがこれらに限りません。ハラスメントや虐待に関する報告に対する報復など、報復からすべての従業員を保護しなければなりません。

強制労働

サプライヤーは、囚人労働、年季奉公、奴隷労働のほか、[ILO 強制労働条約\(第 29 号\)](#)、[強制労働廃止条約\(第 105 号\)](#)および[カリフォルニア州サプライチェーン透明法\(S.B. 657\)](#)に定義されるその他の形態の強制労働など、強制労働を使用してはなりません。これには、2015 年現代奴隷法(英国)および 2018 年現代奴隷法(豪州)のほか、サプライヤーの所在国や事業展開国で制定されているその他のあらゆる強制労働防止法を遵守することを含みます。従業員に対し、隔離、虐待的な労働・生活環境、過剰な時間外労働または賃金の保留を課してはなりません。サプライヤーはいかなる奴隷制や人身売買にも関与してはならず、自社の業務に伴う奴隷制や人身売買のリスクを評価して軽減しなければなりません。このような禁止行為には次のようなものがあります(これらに限定されません)。(i) 暴力の行使、暴力を行使するという脅し、身体の拘束、身体を拘束するという脅し、(ii) 深刻な危害、深刻な危害の脅し、(iii) 法令や法的手続の濫用または濫用の脅し、(iv) 特定の労働や役務をしなければ自身や他者が深刻な危害を受けたり身体を拘束されたりするかもしれないと思わせることを意図した制度、計画または様式、(v) 人を奴隷や奴隷と同様の状況下に置くことを目的とする、強制、威圧、詐欺または欺瞞を用いた、国内または国家間における人の募集、拉致、輸送、収容、移送、売買または引き渡しに関与する行為、(vi) 身分証明書、入国書類または貴重品の没収、(vii) 従業員の移動の自由を不当に制限すること、(viii) 仕事を得るための支払いを求めたり、募集・斡旋手数料・費用の支払いを求めたりすること、(ix) 債務を負わせたり労働を強制したりする旨の要求や脅し、(x) 本人の意思に反して一定期間雇用を継続する旨の要求や脅し。Edgewell は、Edgewell の製品に組み込まれる材料やサービスがサプライヤーの事業展開国における奴隷制や人身売買に関する法令に準拠していることを証明するよう、サプライヤーに求めることができます。

児童・若年労働

サプライヤーは、[ILO 最低年齢条約\(第 138 号\)](#)に従い、16 歳または法定最低年齢のうち高い方の年齢に満たない者を雇用してはなりません。サプライヤーは、賃金、労働時間、時間外労働、有害・危険作業および労働環境に関する法令など、児童労働に関するすべての適用法を遵守しなければなりません。若年労働者(16~17 歳)による夜間労働、有害・危険作業または時間外労働を許可してはなりません。サプライヤーは、Edgewart のために商品を製造するにあたり、(i) 児童売買・取引、(ii) 負債による児童の奴隷・農奴、(iii) 児童の強制労働・拘束労働、および (iv) 児童の健康、安全または良心を害するおそれがある労働を用いてはなりません。サプライヤーは、すべての労働者の誕生日を証明する正式な文書を保持しなければなりません。正確な誕生日を確認する正式な文書が利用できない国では、適切で信頼性の高い評価手段を用いて労働者の年齢を確認した上で、その確認に関するすべての記録を保持しなければなりません。

労働時間

サプライヤーは、特段の事情がある場合を除き、a) 週に最大 48 時間の所定労働時間と 12 時間の時間外労働時間、または (b) 現地法で許可されている所定労働時間と時間外労働時間のうち、少ない方の時間を超えた労働に従業員に要求してはなりません。いかなる場合も、従業員には、7 日ごとに連続 24 時間以上の休息時間を与えなければなりません。短期的なビジネスの需要を満たすために必要な場合でサプライヤーが従業員の大部分を代表する者と自由交渉に基づく団体協約を結んでいる場合、またはサプライヤーの制御が及ばないその他の特段の事情がある場合(予測できない生産の急増、事故、緊急事態を含みますがこれらに限定されません)を除き、双方の合意がない限り、いかなる時間外労働も認められません。サプライヤーは、授乳期間中の母親に対し、適用法や業界ガイドラインに従って適切な休憩を与えなければなりません。

賃金・福利厚生

サプライヤーは、あらゆる適用法に準拠して賃金と時間外手当を設定し、福利厚生を提供しなければなりません。従業員には、法定最低賃金、現地の業界基準を満たす賃金、雇用条件に定める賃金のうち、最も高い額の賃金を支払わなければなりません。従業員に支払うべきすべての賃金を遅滞なく引き渡さなければなりません。サプライヤーは、各従業員に対し、雇用契約書などにより従業員が理解できる言語で雇用条件明確に伝えなければならず、労働日数、1 日あたりの賃金、時間外労働時間、賞与、手当およびすべての控除の詳細を記載した明確で理解できる賃金明細書を提供しなければなりません。時間外労働が必要になる場合があることは理解できますが、時間外労働の時間給について現地法に準拠しなければなりません。時間外労働について定めた適用法がない場合は、ILO 条約 [第 1 号](#) および [第 30 号](#) の勧告に従い、通常の賃金率の 125% 以上の割増賃金を労働者に支払わなければなりません。懲戒処分的手段として賃金からの控除を用いてはならず、また、従業員本人から明確な許可を得ない限り、国内法令に定めのない賃金からの控除は認められません。時間給従業員の場合、手動または電子タイムカードを使用しなければなりません。

結社の自由

従業員が自身の希望する団体に自由に所属できるようにしなければなりません。サプライヤーは、従業員が適用法および雇用されている国の慣習に準拠して合法的かつ平和的に結社、団結または団体交渉を望む場合、これを認めて尊重しなければならず、これを妨げてはなりません。こうした行動をするか否かの判断は、従業員が独自に行えるようにする必要があります。現地法により、結社の自由や団体交渉の権利が

制限される場合、雇用主は、労働者が結社への参加やその結成を行うための代替手段を妨害してはなりません。労働組合が労働者を代表している場合、サプライヤーは、労働組合の参加者が任意に選定した代表者との建設的な対話の場を設け、その代表者と誠実に交渉しなければなりません。

苦情処理メカニズム

サプライヤーは、労働者が現地の法規制に従って恐れを抱くことなく職場の不満を報告できるよう、内密で公平に苦情を処理する仕組みを設けなければなりません。サプライヤーは、疑わしい行動や本規範の違反の疑いなどに関して相談や苦情の報告を行った者に対し、いかなる懲罰や報復も容認したり行ったりしてはなりません。

安全衛生

サプライヤーは、安全で健康的な環境を労働者に提供するとともに、業務や雇用主の施設の稼働に起因または関連して生じたり、業務中や雇用主の施設の稼働中に生じたりする事故や健康被害を防止しなければなりません。サプライヤーはまた、特に従業員の安全（リプロダクティブヘルスを含みます）を害するおそれのある危険源にさらされる場所などにおいて、適切な管理、安全手順および予防保全を確立するとともに、適切な個人用保護具（PPE）を支給しなければなりません。サプライヤーは、適用される規制要件に準拠する安全で健康的な環境を確保するための適切なプロセスとプログラムを設けなければならない、可能な限り、危険源（身体的負荷の高い作業、非常に繰り返しの多い作業、高負荷の組立作業など）を特定、軽減および排除しなければなりません。従業員が使用する機器については、物理的な保護具、連動式安全装置および防壁を取り付け、適切に維持管理する必要があります。この取り組みの一環として、サプライヤーは、労働災害・疾病を管理、追跡、調査および報告するための手順と制度を確立しなければなりません。さらに、サプライヤーは、有害な化学的要因、生物学的要因およびその他の物理的要因に対する従業員の暴露を特定、評価、軽減し、可能な限り排除しなければなりません。危険源を排除できない場合は、遮断システムや換気設備など、適切な制御措置を講じなければなりません。あらゆる場合において、サプライヤーは安全な作業手順と適切な PPE を提供しなければなりません。

危険源の周知

サプライヤーは、従業員に対し、職場の安全衛生に関する適切な情報を提供し、教育訓練を実施し、注意喚起しなければなりません。サプライヤーは、職場で使用される危険物質や有毒物質に関する安全データシートを掲示しなければなりません。

製造施設

各施設は構造的に安全でなければならない、適切に保守され、十分な照明が確保される必要があります。通路、出口、階段の吹き抜けに障害物を置いてはなりません。火災等の緊急時に従業員が所定の手順どおりに避難できるよう、十分な、明確な表示があり、鍵のかかっていない出口がなければなりません。緊急脱出経路を目立つように掲示し、明確に表示しなければなりません。各出口の上方にバッテリー駆動式の非常灯を設置して、緊急時に利用できるようにしておかなければなりません。サプライヤーは、緊急事態を予測、特定および評価し、緊急時計画と対応手順を設けて緊急事態の影響を最小限に抑えなければなりません。少なくとも年に 1 度、避難訓練を実施しなければなりません。適切な火災検知・消火装置を必要なときにす

ぐ利用できるようにしておき、定期的に検査しなければなりません。適切で十分な数量の救急用品を各施設に支給しなければなりません。各施設で適切な空気循環と換気を確保しなければなりません。サプライヤーは、すべての従業員が無料で利用できる飲料水を用意し、1 日の労働時間中に適切に利用できるようなければなりません。サプライヤーは、勤務時間中に利用できる適切な数量の清潔、衛生的かつプライバシーが確保されたトイレ設備を設けなければならず、その利用を不当に制限してはなりません。すべての機械類を保守するとともに、必要に応じて安全装置を導入しなければなりません。危険物や可燃物はすべて、安全で換気設備を備えたエリアに保管し、安全で合法的な手段により処分しなければなりません。

寮

従業員に居住施設を提供するサプライヤーは、それらの施設を清潔に保ち、安全を確保しなければなりません。居住区域は、すべての居住者の適切なプライバシー（世界人権宣言第 12 条の規定のとおり）や安全など、国内法令に準拠した、従業員とその家族の健康と福利に関する適切な生活水準を満たすものでなければなりません。サプライヤーは、適用国内法の定めに従い、妊娠、授乳および育児に関連する適切なサービスと宿泊施設を従業員に提供しなければなりません。宿泊施設の従業員 1 人当たりの空間は、法定最低要件と現地の業界標準の両方を満たさなければなりません。各フロアに出口を設けて明確に表示しなければならず、ホール、階段の吹き抜けおよび各出口の上方に非常灯を設置しなければなりません。宿泊に使用されるすべての区画に、火災等の緊急時の避難経路を掲示しなければなりません。製造工程で使用される危険物質や可燃物を寮内に保管したり、宿泊に使用する区域に接した建物内に保管したりしてはなりません。少なくとも年に 1 度、火災避難訓練を実施しなければなりません。入寮者が無料で利用できる飲料水を用意しなければなりません。入寮者が利用できる適切な数量の清潔、衛生的かつプライバシーが確保されたトイレ設備を用意しなければなりません。

倫理

適用法の遵守

サプライヤーは、Edgwell のための業務遂行にあたり、サプライヤーおよびその関連会社と従業員がすべての適用法規制を確実に遵守するようしなければなりません。

腐敗行為防止

サプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法や英国贈収賄防止法など、公務員を相手方とする行為について定めたすべての適用法を遵守しなければなりません。サプライヤーは、(i) 公務員やその他のあらゆる人物に対し、直接的にも間接的にも、適用法の下で違法な賄賂とみなされ得る支払いや支払いの申し出を行ってはならず、(ii) 違法な支払いや有価物を受領したり要求したりしてはならず、(iii) Edgwell のビジネス上の利益を促進したり向上させたりすることを目的として、または Edgwell との取引量を増やすことを企図して、その他の違法行為や腐敗行為に関与してはなりません。公務員には、(i) 政府や政府部局・機関の職員、従業員、コンサルタント、(ii) 国有企業や国が部分的に出資する企業の職員や従業員、政党や政党職員、公職候補者、(iii) 公的国際機関（世界保健機関、世界銀行など）の職員や従業員、(iv) 一時的に公的な立場で行為をする民間人、および (v) 上記のいずれかの人物の配偶者や近親者を含みます。Edgwell からサプライヤーへのすべての支払いは、承認された希望の Edgwell の支払手段により、サプライヤーに対して直接行われなければなりません。

独占禁止

サプライヤーは、不当に取引を制限したり、人を欺いたり、人に誤解を与えたり、競争を制限したりする契約の締結やその他の行為をしてはなりません。サプライヤーは適用される独占禁止法と競争法をすべて遵守しなければなりません。

マネーロンダリング防止とテロ対策

サプライヤーは適用されるマネーロンダリング防止法とテロ資金供与防止法を遵守しなければなりません。サプライヤーは Edgewell に送金される資金の出所を詳細に調査しなければなりません。サプライヤーはまた、Edgewell とビジネスを行うにあたり、意図せずマネーロンダリングやテロ組織への資金供与に加担することがないように、顧客や契約相手方に対するデューデリジェンスを実施しなければなりません。

紛争鉱物の不使用

サプライヤーは、[紛争鉱物の調達に関する方針](#)に従い、Edgewell への納入製品（第三者が取り扱う納入製品の構成物を含みます）の機能や製造において紛争鉱物（タンタル、スズ、金、タングステンまたはこれらの派生物）が組み込まれておらず、紛争鉱物を必要としないことを保証するものとします。

会計

サプライヤーは、高度な財務的健全性をもって事業を運営しなければならず、一般に認められている会計原則に準拠して正確な帳簿・記録を維持しなければなりません。サプライヤーは、あらゆるシステム、帳簿、通知および記録において、虚偽の、不正確な、捏造による、または誤解を招くような記載や記載の省略を行ってはなりません。サプライヤーは、不正確な、誤解を招くまたは不適切なインボイス、経費報告書またはその他の文書の支払いや承認を意図的に行ってはなりません。

有価証券とインサイダー取引

Edgewell に関する非公開情報を所持しているサプライヤーは、その情報を使用または共有して、Edgewell の有価証券やその情報に関わりがあるその他の企業の有価証券を取引したり、他者が取引できるようにしたりしてはなりません。サプライヤーは、Edgewell に関する業務の遂行にあたり、有価証券やインサイダー取引に関するすべての適用法を遵守しなければなりません。

反ボイコット

サプライヤーは、Edgewell のための業務遂行にあたり、米国やその他の国の輸出入規制、制裁および反ボイコットに関する適用法を遵守しなければならず、Edgewell がこれらの適用法に違反する結果につながり得る行為をしてはなりません。

輸出入

サプライヤーが商品の輸出入を担当する場合、サプライヤーは、適用されるすべての法令を把握して遵守しなければならず、正確な申告を行うとともに、商品の価値や性質を誤って申告し法的責任を生じさせないようにしなければなりません。サプライヤーは、適用される法規制により許可されており、かつ Edgewell から事前に書面で明確な承認を得た場合を除き、Edgewell の商品や技術を制裁・禁輸措置対象国・地域、制裁・制限対象者または制限対象の最終用途に移転してはなりません。

知的財産と秘密保持

サプライヤーは、Edgewell および第三者の知的財産権を尊重するとともに、Edgewell および第三者の営業秘密やその他の専有情報を秘密に保持しなければなりません。サプライヤーは、Edgewell の知的財産およびブランドインテグリティを保護する上で必要なすべての措置を講じなければならず、自社のサプライヤーと下請業者にも同様の責任を負わせる責任を負うものとします。サプライヤーは、Edgewell への製品の供給にあたり、第三者の特許を侵害してはならず、Edgewell が不正商品を受領しないよう適切な措置を講じなければなりません。秘密情報や専有情報には、非公開情報や他者が容易に判断または入手できない情報を含みます。サプライヤーは、Edgewell から事前に書面で許可を得ない限り、広告資料やマーケティング資料に Edgewell の名称や商標を使用してはなりません。

関係に関する責任

サプライヤーは、Edgewell 従業員に適用される社内の行動規範に注意を払うとともに、利益相反を回避しなければなりません。利益相反とは、個人の利益により、Edgewell の最善の利益のために客観的に行動する能力が影響を受けたり、影響を受けているように見えたりする状況を指します。実際のまたは潜在的な利益相反がある場合、サプライヤーは Edgewell に開示しなければなりません。従業員、投資家、家族またはその他の関係者が Edgewell 従業員との間に何らかの関係を有しており、その Edgewell 従業員がサプライヤーのビジネスに影響し得る意思決定を行うことができる場合、または、Edgewell 従業員とサプライヤーの組織との間に何らかの利害関係がある場合、サプライヤーは Edgewell に通知しなければなりません。

さらに、Edgewell 従業員は、サプライヤーに物品の提供を要請することはできず、Edgewell 従業員がサプライヤーのために行うビジネス上の決定に影響を与えたり、影響を与えているように見えたりする可能性がある場合、または Edgewell 従業員の公平な職務遂行能力を損なう可能性がある場合、贈答や接待を受けることはできません。ご要望があれば、これらの方針の写しを提供します。

動物福祉

サプライヤーは、動物福祉を尊重し、動物に対する健全で人道的な慣行の採用に努め、さらに、すべての適用法と業界ガイドラインに沿った、利用可能な最善の技術と基準に基づく、かつ [Edgewell 動物実験に関する方針](#) に準拠した、苦痛を与えない、残酷な取り扱いや虐待、ネグレクトのない環境を実現しなければなりません。

下請業者への委託

サプライヤーは、Edgewell から事前に書面で承認を得ない限り、下請業者に業務を委託してはなりません。一般に、サプライヤーおよび下請業者は、あらゆる事業機会において公正かつ倫理的に競争しなければならず、すべての適用法と本規範を遵守しなければなりません。

データプライバシーとセキュリティ

サプライヤーは、Edgewell のための業務遂行にあたり、サプライヤーおよびその関連会社と従業員が個人情報の収集、使用および保護に関して適用されるすべての法規制を確実に遵守するようにしなければなりません。個人情報とは、識別可能な個人に関する情報を指します。サプライヤーは、個人の個人情報の機密性とプライバシーを保護するために適切な措置を講じなければなりません。サプライヤーは、Edgewell が取得し、または Edgewell を代理して取得した個人情報について、その情報が取得された状況と矛盾する方

法や、Edgewell とのビジネス関係に基づく Edgewell の期待事項に反するその他の方法で、個人情報へのアクセス、その使用または開示を行ってはなりません。

監視、証明および監査

サプライヤーは、自社の本規範の遵守状況の評価と監視に責任を負う 1 人以上の経営陣メンバーを指定することが求められます。Edgewell は、随時、かつサプライヤーが負う本規範の遵守義務と矛盾しない範囲で、本規範の原則の遵守状況を証明するようサプライヤーに求めることができます。

サプライチェーンにおけるリスクを管理するため、Edgewell は、品質、安全性、環境への適合などに関するサプライヤーの総合的なコンプライアンスを評価するにあたり、様々な外部監査基準を使用しています。

Edgewell または独立した第三者は、随時、帳簿・記録、品質、安全性、環境への適合など、本規範に関する領域でのサプライヤーのコンプライアンスを評価できるものとします。サプライヤーは、告知の有無にかかわらず、Edgewell またはその代行者や代理人(第三者を含みます)による施設への立ち入り、関連記録の閲覧、従業員への非公開の聞き取り、およびその他の情報源の利用を許可して、本規範の遵守状況を評価できるようにしなければなりません。サプライヤーは、上記の基準の遵守状況を証明するために必要な文書をファイルに保管しておくこと、および、Edgewell またはその代行者による当該文書の検証を可能にすることに同意するものとします。

Edgewell は、遵守状況を評価するための監視システムを継続的に開発します。ただし、以下に記載する国際的に認められている基準を満たすことにより、Edgewell の行動規範の項目について最低基準を満たしていることの証明に代えることができます。

- SA 8000(Social Accountability 8000) – 本規範の「労働と人権」セクション
- 国連サプライヤー行動規範 – 本規範の「労働と事件」セクションと「安全衛生」セクション
- レスポンシブル・ビジネス・アライアンス(RBA)行動規範 – 「紛争鉱物の不使用」セクションを除く本規範の全セクション

Edgewell は、サプライヤーが本規範に違反したと判断した場合、取引関係を解除するか、または是正措置計画の実施をサプライヤーに要求することができるものとします。サプライヤーは、明らかになった違反を是正するための期間を定めた是正措置計画を提出しなければなりません。是正措置が推奨されたにもかかわらず実施されなかった場合、Edgewell は、今後の発注を停止し、その時点で行われている製造を解約できるものとします。サプライヤーは、自社やそのサプライヤーが本規範に違反したことを知った場合、Edgewell に直ちに通知しなければならず、違反の是正に必要な措置を直ちに講じなければなりません。

宣言と同意

サプライヤーは、Edgewell からの発注書を受領し、または Edgewell から支払いを受けた時点で、この行動規範に同意したこと、およびこの行動規範の要件を遵守する意思があることを宣言したものとみなされます。

付録

Code of Conduct Reporting

Reports of potential misconduct can be made directly to your manager, Human Resources to any attorney in the Legal Department, or by anonymously contacting the Compliance Hotline



Telephone Numbers:

United States & Canada: 1-855-405-6557

The following countries have local direct dial numbers for the Hotline:

China	4008801412
Czech Republic	800-144-074
France	0800-90-6951
Israel	180-931-7156
México	001-855-903-8164
United Kingdom	0808-234-6250

Two-step toll-free dialing is used for these countries:

Australia - Optus	Step #1: 1-800-551-155
Australia - Telstra	Step #2: 855-405-6557
Chile	Step #1: 1-800-881-011
Colombia	Step #2: 855-405-6557
Germany	Step #1: 800-225-288
Hong Kong	Step #2: 855-405-6557
Italy	Step #1: 800-93-2266
Japan	Step #2: 855-405-6557
Peru	Step #1: 800-172-444
Poland	Step #2: 855-405-6557
Russia	Step #1: 0034-811-001
Spain	Step #1: 800-172-444
Venezuela	Step #2: 855-405-6557
New Zealand	Step #1: 0034-811-001

Teamates calling from all other countries should consult www.edgewell.ethicspoint.com for additional dialing information and instructions.